

第5回佐賀市中部広域連合第4期介護保険事業計画策定委員会会議録

平成20年12月24日(水)15:00～

佐嘉神社記念館3階

【出席委員】

松永委員 藤岡委員 藤佐委員 北川委員 陣内委員 徳永委員
井上委員 山口委員 石丸委員 古川委員 上村委員 勝田委員
北川委員 成清委員 凌 委員 光藤委員 豊田委員 松本委員
中野委員

【欠席委員】

堀 委員 大川内委員 森 委員 秋次委員 平松委員 中下委員
服部委員 木村委員 倉田委員 橋本委員 岡 委員 眞子委員

【事務局】

古賀副広域連合長 飯盛事務局長 松永副局長兼総務課長兼業務課長
甲斐認定審査課長兼給付課長 百武総務課副課長兼指導係長
安藤給付課副課長兼包括支援係長 山崎庶務係長 熊添行財政係長
深川認定調整係長 石丸介護認定第一係長兼障がい認定係長
岩永介護認定第二係長 坂井給付係長 古川賦課収納係長
古賀 末次 大田 梶原

午後 3 時 開会

○司会

大変お待たせいたしました。ただ今から第 5 回目の佐賀中部広域連合第 4 期介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきたいと思ひます。

私は、本日の会議の進行をさせていただきます事務局の総務課の百武と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、当広域連合の古賀副広域連合長よりご挨拶を申し上げます。

○副広域連合長

皆さん、改めましてこんにちは。古賀でございます。本日は、中部広域連合の第 5 回目の介護保険事業計画策定委員会を開催いたしましたところ、今年も 1 週間余りとなったこの年の瀬に、大変皆さん方お忙しい中にご参加いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には日頃から本広域連合の介護保険行政に対しまして、ひとかたならぬご指導、また、お力添えをいただいておりますことに対しましても、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、この第 4 期の事業計画策定に向けましては、委員の皆様方には、ご議論をいただいている所でございます。各計画策定作業もいよいよ大詰めを迎えているようでございます。この介護保険事業は、お年寄りの方々が安心して暮らしていける社会を実現するために介護保険給付の円滑、かつ適正な事業を目的といたしまして、各年度ごとのそれぞれのサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定めるものでございまして、委員の皆様方のご審議によりまして、これが担保されるものと考えております。

事業計画の策定委員会も、開催はあと 2 回ほど予定をされているようでございますが、事業計画の策定に至るまで専門的かつ広範な角度から、様々なご意見、ご検討を賜りますようよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、参加に対するお礼等にさせていただきます。本当にご苦勞様でございます。

○司会

早速ではございますが、お手元の次第に従いまして、議事に入らせていただきたいと思います。尚、今回は、資料の事前送付ができませんでしたことをお詫び申し上げます。

議事の進行につきましては、会長にお願いすることとなっております。会長さん、

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

では、早速、議事に入りたいと思います。皆さん、師走で非常にお忙しい日でございますから、今日は4時半にはこの会議を終わりたいと思いますので、ご協力をお願いします。

では、「(1) 第4期佐賀中部広域連合介護保険事業計画 計画書素案について」という事で、事務局から説明をお願いしたいと思います。

今日は、基本的には、一番大事なメインのテーマは、皆さんのお手元にありますが、次期の介護保険料の設定。ここが一番大きなテーマでございますので、それ以外のことに関しては、割と簡単にご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

佐賀中部広域連合、事務局総務課の熊添と申します。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料1になりますが、第4期佐賀中部広域連合介護保険事業計画 計画書素案という事で。

まず、ページを開いていただいて目次のほうをお願いしたいのですが。こちらの目次のほうで全体の流れが分かるようになっております。こちらは、第2回目の策定委員会でおはかりしました第4期の計画については、第3期の事業方針を基本的に踏襲するという事で、第3期の事業計画とほぼ同じ構成になっております。

- 第1章 計画策定の趣旨。
- 第2章 第3期計画介護保険サービス給付実績の総括。
- 第3章 高齢者等の状況。
- 第4章 第4期介護保険計画の基本姿勢。
- 第5章 高齢者人口と要支援・要介護認定者の推計。
- 第6章 介護サービスの推計に係る考え方について。
- 第7章 各サービスの見込み量。
- 第8章 地域支援事業の見込み。
- 第9章 事業費の推計。
- 第10章 介護保険のよりよい運営のために。

というように最後に施策的なものをまとめるようになっております。

実際に、中身のほうになります。第1ページ、第1章になります「計画策定の趣旨」、それから3ページ「第4期介護保険計画における基本的な視点」。こちらのほうは第3期の計画方針をそのまま踏襲しております。1ページのほうで社会の情勢、

2 ページのほうで事業計画を策定する根拠を挙げさせていただいております。こちらは、3 期のほうで変更事項がございませんので、3 期の計画をそのまま出させていただきます。

それから 3 ページ、4 ページ、5 ページといきますが、こちらのほうは 4 期介護保険の事業計画を立てる上での基本的な視点という事で、(1) 高齢者像と医療制度改正 (2) 一人暮らし高齢者、認知症の高齢者の増加。

続きまして 4 ページ、(3) 制度の継続及び改正に対応した計画策定。こちらのほうで 4 ページの (3) 番のところがございますが、この①基本的な考え方、第 4 期計画は、第 3 期計画において策定した平成 26 年度の目標に至る中間段階としての位置づけという事。こちらを踏まえての今回の事業計画素案の提示となっております。その中で 5 ページから 6 ページに係る部分になりますが、新たに、第 3 期計画では載せていなかったもの、転換分に係る取り扱いという事で、介護保険と医療保険の療養病床の転換の事について入れさせていただいております。

次に、第 2 章 第 3 期計画介護保険サービス給付実績の総括という事になります。こちらのほうは、実績の値となりまして、第 1 回の策定委員会のほうでお示しさせていただいた総括を基本的には全部載せております。

7 ページから 8 ページ (1) 総人口、高齢者人数及び要支援・要介護認定者数人口の推移、9 ページ (2) サービス分類別の利用人数及び給付費の推移という事で。10 ページから 11 ページ (3) 施設サービス費用の推移、(4) 居住サービス費用の推移という風に載せております。こちらが利用数という事での推移を出しております。

12 ページ、13 ページになりますと、こちらに給付費。実際にかかった事業費の実績という事になります。こちらには第 3 期における計画値と第 3 期の実際に使った事業費のほうを掲載させていただいております。13 ページが地域支援事業。大きく第 3 期から介護給付サービスと地域支援事業という大きな 2 本立てが出てまいりましたので、こちらのほうに載せさせていただいております。

14 ページから、だいぶん端折ってしまいますが。19 ページ、こちらのほうは機会あるごとにお示ししておりますが、施設入所者の今後の入所要望調査の結果をそのまま必要と思われるところに関して掲載させていただいております。

20 ページになりますが、2.介護保険施設の入所申込者の待機状況という事で、前回、第 3 期においては、この入所申込者の待機状況というのを示しておりませんでした。やはりサービスの方向というものを考える上では、介護保険の施設に対する待機状況というのが、ものすごく重要なものではないかという事で掲げております。

21 ページになりますが、こちらのほうも第 3 期の計画で載せておりました、3. 要支援・要介護状態に陥る 3 つの様態という事で、以上のようなものとなっております。基本的には、①脳卒中モデル、②廃用症候群モデル、それから③認知症モデルといった 3 つの様態に分けられるという事で、内容を記載させていただいております。

23 ページに移らせていただきます。

第 4 章 第 4 期介護保険計画の基本姿勢という事で、こちらのほうは、やはり第 3 期の基本的な考え方を踏襲することを基本理念として載せさせていただいております。こちらのほうの基本理念。「高齢者が介護が必要となっても自分らしく暮らし続けることができる地域社会の構築」という事で、やはり在宅サービスを重要なものであるという事を位置づけるという事での基本理念をそのまま踏襲しております。

24 ページから 25 ページですが、こちらは、2.計画の方向性ということで、第 3 期においては、それぞれの事業の方向性を出しておりました。第 3 期においては、制度改正等もあり具体的な事業の中身も見えなかった部分があるんですが、今回、制度改正から 3 年も経過しておりまして、策定委員会のほうで色々おはかりした事業のコメントの内容を新たに記載させていただいております。こちらのほうは分科会の設定をしていただいて、そのあたり審議された部分を前回第 4 回の事業計画策定委員会で取り上げていただいた方針を記載させていただいております。

- (1) 個人の尊厳の尊重
- (2) 介護予防の推進
- (3) 高齢者福祉の向上
- (4) 在宅サービスを受けるための適切な誘導
- (5) 高齢者の権利擁護
- (6) サポーターやボランティア支援者の育成・支援
- (7) 高齢者活動環境の整備
- (8) 均衡あるサービス基盤の整備
- (9) 保健・医療・福祉が一体となったサービスの提供

それぞれ内容は、第 4 回の事業計画策定委員会でお示しさせていただいた事ですので、割愛させていただきます。

26 ページ、27 ページが基本的な考え方。4.利用者の立場に立った計画、5.佐賀中部広域連合の構成団体ということで、佐賀中部広域連合が広域連合として介護保険事業を担っている。

また、27 ページには、5.他の計画との関係で、各構成市町の「高齢者保健福祉計画」や県の「佐賀県介護保険事業支援計画」、色々なものとの整合性を取るというこ

とを記載させていただいております。

6.計画期間と見直しということになりますが、今回の第4期事業計画については21年度から23年度までの3年計画となります。平成23年に第5期の見直しをするということで、また色々に対応のご審議をいただくこととなります。

28ページに移らせていただきます。第5章 高齢者人口と要支援・要介護認定者の推計という事で。こちらのほうは、第2回の策定委員会ではからせて頂きました1.高齢者人口の推計。それから認定者の推計というのを挙げさせていただいております。第2回においては17年度から19年度の実績からの推計値という事でございましたが、最終的にこちらのほう、第3期期間の平成18年から平成20年の推計ということで、人口推計・認定者推計をそれぞれ記載させていただいております。認定者数の推計で参りますと、前回の推計より3年間の合計値で約420人少なくなっておりますが、こちらのほうは実際の推計値からという事でなっております。

32ページから、第2章 介護サービスの推計にかかる考え方についてという事で。こちらのほうも同じく第2回の事業計画策定委員会でおはかりした考え方になりますが、基本的な在宅支援の介護、それから施設に対するサービスの提供、本広域連合圏域内における基盤整備ということでの資料を掲げております。

34ページ、2.地域密着型サービスについてでございます。こちらのほうは第4回の策定委員会の中でお示ししたものになります。(1)第4期における見込み、35ページになりますが(2)日常生活圏域の設定。

こちら36ページと37ページのほうが各日常生活圏域ごとの施設整備状況及び利用人数の見込みという事で。こちらのほうは具体的な数字を第4回の策定委員会ではお示ししておりませんでした。今回数字を掲げさせていただいております。この分は第4回目の策定委員会で最終的にご了承いただきましたグループホームの増数。こちらのほうが地域密着型認知症対応型共同生活介護のところ掲げさせていただいております。他のサービスの数値につきましては、第3期のほうでの事業見込み、目標を立てておりましたが、今回、第3期のほうで至っておりませんでしたので、第3期の事業計画の数値をそのまま踏襲させていただいた利用者見込みとなっております。

次に、第7章 各サービスの見込み量という事でございますが、38ページから41ページまで、こちらのほうが1.介護保険施設サービス利用人数の見込みとなっております。

それから42ページから52ページまで、こちらが在宅サービスと地域密着型サービスの見込みという事になっております。こちらのほうも利用見込み数というのは今までの事業計画でご審議いただいた数値をそのまま計上しておりますので、詳細

の説明は割愛させていただきます。

53 ページが（１）住宅改修（２）居宅介護支援・介護予防支援の見込みという事になっております。

54 ページに移らせていただきます。第 8 章 地域支援事業の見込みという事でございますが、こちらのほうは第 3 回の策定委員会及び第 4 回の策定委員会でお話をいただきました、地域支援事業という事で。その地域支援事業の全体像を 54 ページに、それぞれの事業の区分を 55 ページに。56 ページ、57 ページ、58 ページがそれぞれ各事業ごとの見込みという事になっております。

59 ページからが、第 9 章 事業費の推計という事で。こちらにつきましても第 4 回の策定委員会でおはかりいたしました各事業費の推計、その部分を再掲した形となっております。ただ、前回お示しした分というのは事業費につきましては、今回国のほうも言っております、介護報酬 3%相当を上げます。その額が第 4 回では見込んだ数を掲げておりませんでした。59 ページ、60 ページ、61 ページそれから 62 ページ、63 ページという見込み量・給付費推計というのは、見込み量は第 4 回までの策定委員会でお示しした見込み量と変わっておりませんが、事業費については 3%その分上乗せを見込んだものとなっております。あくまで見込みでございますので、個々の事業費の推計値というのは国のほうの厚生労働省が発表する告示によって若干の差異が出て来ると思いますが、その分は介護報酬額に従って個々の修正を行うものと考えております。

64 ページ、（８）地域支援事業費になりますが、こちらのほうは、ただ今申し上げました事業費の額、給付費の額からの上限が定められております。64 ページの表の下のほうに掲げておりますが、あくまで地域支援事業に係る事業費というものは、給付見込み額（総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額の合計額）に 3%を乗じた額が、上限として定められております。この額を上限といたしまして、これから 21 年、22 年、23 年度の事業見込み額。佐賀中部広域連合はこちらのほう、やはり出来るだけ地域支援事業を住民の皆様方に行なっていきたいという事で、3%上限ぎりぎりの額を想定しております。

その下に掲げております、特定高齢者の把握数及び事業参加の実績及び見込みという事ですが、こちらのほうもその分の介護予防事業だけに係る分となりますが、その見込みという事になります。包括的支援事業及び任意事業の見込みにつきましては、それぞれ構成市町の策と深く重なる部分がございますので、それぞれ構成市町の施策が出てくるごとにその見込み、あるいは事業のやり方というのが若干変わる部分がございますので、こちらのほうはあくまで特定高齢者の見込み数だけを計上した形になっております。

○事務局

事務局の松永です。65 ページをお願いいたします。2.第 1 号被保険者保険料の算定でございます。まず、その下のほうに書いておりますが、介護保険料給付費の半分は公費。国・県・市の 3 つとなっております。もう少し具体的に申しますと、国が基本として 25%、県が 12.5%、構成市町が 12.5%となっております。残りの 50% が 40 歳以上の方の保険料で賄われているわけでございます。また、平成 18 年度から取り組まれております地域支援事業も公費と 40 歳以上の方の保険料で賄われているところでございます。

そのうちの 1 号被保険者と呼ばれるのが 65 歳以上の方でございます。65 歳以上の方で 20%の負担をしていただいております。この 20%と言いますのも、第 4 期に 19%から 20%に、65 歳以上の方の人口が増えるというために 19%から 20%に第 4 期から 1%引き上げられるところでございます。具体的な説明につきましては、資料 2 のほうをご覧くださいと思います。

資料 2 は A4 の横書きにいたしておりますが、1 ページめくっていただきまして (1) 保険料の基本的な算定方法という風になっておりまして、A で保険料の出し方を掲げておりますが、標準給付費見込み額+地域支援事業費、先ほど言いました 2 つの事業の給付見込み額×第 1 号被保険者負担割合、これも先ほど言いました 20%でございます。それからマイナスの準備基金取崩額という風に書いておりますが、介護保険は保険制度でございますので、来年度の給付費の残は基金として積み立てをいたしております。この基金が佐賀中部広域連合の場合、現在約 12 億円でございます、これを引くと。そして保険料を出すという事でございますが、下の表の上から 6 番目に標準給付費見込み額という欄がございますが、これはご覧いただきますと平成 21 年度が 222 億円あまり、平成 22 年度が 226 億円あまり、平成 23 年度が 230 億円あまりという事で、この第 4 期の事業期間中の給付費の総見込額は 679 億円余りという風に見込んでおります。

下のほうが地域支援事業費でございますが、平成 21 年度が 6 億 6,400 万円あまり、平成 22 年度が 6 億 7,800 万円あまり、平成 23 年度が 6 億 9,000 万円あまりで 4 期の事業期間中で 20 億 3,300 万円あまりの事業費を見込んでいるところでございます。

下のほうには、第 1 号被保険者の数を掲げておりますが、平成 21、22、23 と若干でございますが、22 年度が増えて 23 年度は減る見込みというところは、平成 20 年と 21 年は終戦前後に生まれた方が 65 歳に到達されるという事で、その人口層が薄いという事で、今後高齢化が増えていく中では特殊な事情で平成 23 年度は第 1

号被保険者の数が少ないという風に見込んでいるところでございます。

それから（２）国が示す介護報酬引上げに伴う保険料の考え方でございますが、先ほども言っておりましたように、介護報酬を３％引上げるという風に国のほうで言われています。それに伴いまして当然保険料にも跳ね返ってくるわけでございますので、国からは臨時特例交付金を交付するというような事になっております。

下のほうのカラーの表を見ていただきますと、黄色い部分が負担をしていただく額で、青の部分が国からの補填額でございます。実情は保険料というのは、３期の３年間の保険料の平均を取って３年間は同じ額でいきます。第３期で言いますと 4,292 円、これが基準額でございますが、18 年度、19 年度、20 年度、4,292 円の基準額で同一金額でいっております。しかし、第４期の場合、国のほうが介護報酬の引き上げに伴う３％の分を 21 年度が 3％、22 年度が 1.5％、23 年度は補填が無いというようなことになっておりますので、保険料が３年間段々上がっていくというような形になります。

これも、先週 12 月 18 日に国から流れてきた情報でも特例交付金については、正式に決定されたものではないために変更があることを念のために申し上げますというような状態でございます。来年 1 月の早めに予定されています通常国会に国が第 2 条補正案として出して、それが可決されたらこのようになるという事で、まことに申し訳ありませんが、現段階でまだ確定ではございません。

次のページをお願いいたします。（３）第４期保険料に係る多段階設定でございます。これは下のほうに書いておりますように、第３期におきまして老年者控除廃止等の税制改革によります低所得者層に対する激変緩和措置を３年間継続いたしました。これはどういう事かと言いますと、平成 17 年度の税制改正で前年度合計所得金額が 125 万円以下の老年者に対する個人住民税の非課税措置が廃止をされております。従いまして、125 万円控除があったものが無くなったものですから、平成 18 年度から保険料の段階が上がった被保険者の方がいらっしゃるわけでございます。その方々に、例えば基準額 1.0 の 4 分の 3、0.75 の率で保険料をお納めいただいていた被保険者の方々が一挙に 1.0 になると、負担があまりに大きいという事で段階的に上げていまいしょうというのが、この激変緩和措置でございますが、この分を踏まえましても第４期におきましても低所得者層に対して保険料の負担ができるだけ緩和されるような措置を講じていきたいという風に考えております。

この対象者の方は、下のほうに書いておりますように、第４段階と第５段階にいらっしゃるしまして、第４段階の中では公的年金等収入＋合計所得金額が 80 万円以下の方。この方々が本来 1.0 でございますが、現在 0.91 に据え置かれています。そ

れから第5段階の中では年間所得金額が125万円未満の方、この方々本来は1.25の保険料でございますが、1.16に据え置かれておりますが、それを第4期も継続したいという考えでございます。

次のページをお願いいたします。次のページからが第4期の具体的な保険料の算定の資料でございますが、まず、案その1という事で掲げております。私ども沢山のシミュレーションをいたしましたけれども、最終的に案その1と次のページの案その2、そして最後のページに掲げております参考案という3つをご提供させていただいております。

まず、案その1につきましては、基準額が第3期と同様の額となるように設定をしたものでございます。下のほうの括弧に掲げておりますが、実質の基準額4,292円。これは第3期の基準額とまったく同額でございます。この場合、国から先ほど言いました特例交付金が万が一来ない場合は、63円高い4,355円という風になります。下の表は国からの特例交付金があるという前提で書いておりますが、細かな表が3つございますが、それぞれの表の赤のほうを追ってご説明したいと思います。

第4段階の段階別被保険者の数が12,917名いらっしゃいますが、倍率が1.0。この倍率1.0を基準額といたします。それが4,229円、年額で50,748円になります。

次の下の表が、平成22年度でございますが、この額が4,292円。これが先ほど言いました第3期と同じ額でございます。

そして、その下の表、平成23年度が4,355円になるという風に3年間で保険料が段階的に上がっていきます。こういった場合に、介護保険では、今まではその真ん中の年の4,292円を1期の基準額としていたわけでございます。1年目で余ったお金を3年目、自然増で増えた赤字を補填するというようなやり方で、真ん中の4,292円を基準額としていたわけでございますが、今回特例交付金の関係でこういった風に段階的に上がっていくものでございます。

次のページをお願いいたします。次のページが、案その2でございますが、この案につきましては、基準額を財政的に出来るだけ引き下げるという事で算定をしたものでございます。これは先ほども言いましたが、給付基金が約12億円、中部広域連合にございますので、全額を今後3年間で取崩してしまうといった場合、一番安い金額で算定したものがこれでございます。これも、平成21年度の基準額が4,207円。22年度は4,269円。23年度が4,333円で、前のページと見比べていただくと分かるかと思いますが、金額的には22、3円程度でございますが、全ての段階で保険料が下がるという事でございます。

右のほうの小さな表で掲げておりますが、この金額がトータルでの金額を右の表に掲げておりまして、第1段階から第6段階まで全ての方々の保険料が第4期は下

がりますよというのが、案その 2 でございます。

それでは、次のページをお願いします。次のページは参考案という事で示させていただきますが、この案につきましては、その 2 案をベースといたしまして、より基準額を引き下げるために高所得者層の方に負担を求めたものでございます。

今までの、案その 2 と違いますのは、第 6 段階の下のところに 400 万円以上というのがございます。前のページまではこの最高が 200 万円以上でございました。この参考案では、400 万円以上の方に基準額の 1.75 倍の保険料をご負担いただくという事でございます。これでいきますと 400 万円以上の方が月額で平成 21 年度は 7,305 円の保険料になるわけでございます、下のほうも段々増えていくという事になります。

右のほうに掲げておりますが、この 400 万円以上の層を増やしますと、3 年間で全ての被保険者の方の保険料が下がるというのではなくて、第 6 段階の 400 万円以上の方の負担は増えるという風になります。ちなみに下の表でございますが、所得階層別の人数をここに掲げております。400 万円以上の方になりますと、2,437 名の方がいらっしゃるわけでございますが、こういう経済情勢等でございますので、概要につきましては、全ての被保険者の方の保険料を据え置くか、若干下げるという事でいきたいという事で、この案につきましては参考という事にさせていただいているところでございます。

それでは、恐れ入りますが資料 1 の最後のページをご覧くださいと思います。67 ページでございます。第 10 章 介護保険のよりよい運営のためという事で。ここは、項目だけ掲げさせていただいておりますが、基本的に第 4 期途中計画が第 3 期の考え方を踏襲するという事でございますので、この中身につきましては、1 月の第 6 回の策定委員会でお示しをしたいという風に考えておりますが、基本的には第 3 期と同じような内容をご提示する事になるという風に考えています。以上で説明を終わらせていただきます。

○会長

はい、どうもありがとうございました。今、事務局のほうから素案が提示されましたが。前半の保険料の設定以外の事と保険料の設定の事とは話を分けて考えたいと思いますので、前半の部分で色々みなさん、これは一度目を通した情報が殆どなんです。数字に関してご意見とか、ここが分からないとかありましたら、こちらのほうからお願いしたいと思います。資料が膨大ですので、なかなか、今すぐに全部という事は必ずしもないかも知れませんが。

○委員

すみません。37 ページですが、地域密着型小規模多機能型居宅介護の、自分のところのことを言って恐縮なんですけど、平成 20 年度川副町が横一になっていて、人数だけ入っているんですけど。ここは施設は 1 で良いんでしょう。

○事務局

すみません、記載ミスです。

○会長

1 を入れたら良いんですね。よろしいですか。はい、どうぞ。

○北川委員

北川でございます。これは、後で字句とか文章の構成というのはされるのでしょうか。このままではございませんですね。それをお伺いします。

○事務局

字句等の修正、構成等はもう一度見直して、見直しをかけたものを次回にはかりたいと思います。

○委員

そうでございますか。そうしますと余り細かく言えませんが、27 ページのところでも 5.他の計画との関係とございますが、この中でまず最初の行の「介護保険事業計画」というのが、この計画という事でございますよね。そうしましたら、ここは、主語をはっきりさせておいた方が良いと思ひまして。「介護保険事業計画」並びに、もう一つの「高齢者保健福祉計画」は、とありますが、そうではなくて、「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」と整合性を持ってという風にしていかないと、この計画はどれなのかというメインのものが分からなくなると思ひますので、小さい事とは思ひますが大事な事だと思ひましたので。

○会長

事務局、よろしいですか。

○事務局

はい、分かりました。

○会長

他にも多分そういうところが色々あるんでしょうけど。今すぐ全部出てくるわけではありませんので。これはどうですか。これを持って帰ってもう一度皆さんに精読してもらって、そういうところがあったら、当然事務局にご連絡するとか、それでも良いですか。

○事務局

取りあえず、事務局でまだ完全に見切っておりませんので、間に合わなくて、送るのも、皆さん方に今日差し上げたというところで、よく目を通しておりませんので、今日差し上げた中で、もし、こういうところはある風なものがありましたら、我々も作業中に非常に参考になりますので、もし、持って帰ってご覧になって気付く点がありましたら連絡をお願いしたいと思います。

○委員

もう一つ良いでしょうか。何度もすみません。23ページの第4章 1.基本理念というところですが。私は、佐賀市の高齢者保健福祉協議会の実行委員会のメンバーでもあるんですが、一昨日その委員会がありまして、基本理念をどのようにするかという論議を出しまして、「その人らしく、生き生きとした社会の実現」という基本理念なんですが、「その人らしく」か「自分らしく」かという委員さん方の意見が色々出まして、結局は「その人らしく」になったんですが、中部広域連合は「自分らしく」となっています。その前後の文言が違いますので、あれなんですが。佐賀市で論議したが、中部広域は「自分らしく」と。結局は大元と言うか、大きい所でもあれでしょ。それぞれの市町の一番の大枠が中部広域という捉え方になるんじゃないかなと思って。「そこは、そこ。それは、それ。」なんでしょうか。

○会長

どうでしょうか。

○事務局

そういう事が議論になった事が、まだこちらに伝わっておりませんので、これをコンサルしているところは同じ会社でありますので、最終的にその点については検討させていただきたいと思います。

○委員

結構こちらのほうが、活字数は多いんですが、こうして見ると、ここは「その人らしく」より「自分らしく」の方が良いのかなとも思います。黙っておこうかなとも思ったんですが、何かえらくそれに時間を掛けて論議したものですから、ちょっと言わせていただきました。

○会長

出来たら統一したほうが良いですかね。

○委員

そこは、そこという感じかなと。他の町のは私は知りませんが。

○委員

月曜日にあった事でしょう。だから全然分かった人が居ない。それを検討して統一した方が良いんですかね。

○事務局

基本的な考え方としては、お年寄りが満足して全うできる社会を作るという考え方ですので、中身は一緒だと思います。福祉であろうと介護であろうと。だから、ちょっと介護を付け足すだけと思われまますので、一緒にさせていただきたいと思えます。

○会長

はい、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

先ほども、細かい事を申し上げましたが。この目次でございますがタイトルは、必ず必要でございますが、ずっとみていきまして基本姿勢があつて、今度は推計、考え方、見込み量、それから見込み推計とあつて、最後にまたよりよい運営のためとありますが。じゃあどれがメインの計画なのかという事。中には書いてありますので読めば分かると思いますが、ただこのタイトルではどういう計画なのかという事の見込みとか量とかの具体的な細かいことですので、多分に調査の結果なのかしらと誤解を受けるような言葉ではないかと思えますので、計画であるならば計画だという事をはっきり分かるような、それに基づいての計画なんだという事分かる

ようなタイトルを作る必要があるんじゃないかと思います。

○会長

こういう事業計画とか冊子を作ると非常に固いものになりますので、なかなか隅々まで多分これを全部読む人はいないだろうとは思いますが。そういう意味では、もっとみんなが読みたいと思うような、分かりやすい表現のほうが良いんでしょうけど、内容が暗いところもありますから。もう少し工夫しても良いかなという気はします。

○委員

次にまたもう一つあります。今のことにつきまして質問させていただきたいと思いますが。どこでも良いですが、例えば目次のほうで第7章というところを見ますと、1から5までサービス利用人数の見込みですとか、それからずっと見込み、見込みとありますよね。こういう見込みという事でしたら、このタイトルでは「数字だけなんだな」と。じゃあ、そういう見込みがあったら、では、どういう計画を立てるんだという事が見えて来ないと思いますので、そういう意味でのタイトルを付けたほうが良いだろうというような感じがします。

○会長

よろしいですか。

○事務局

非常に難しいところもありますが、基本的には保険料を定めるための推計であります。しかし、この推計が推計でなくなるんですね、計画になってしまいますと。例えば、施設数なんかもこの推計どおりで決まってしまいます。それ以上は建てられないと。例えばグループホームの数を決めますと、推計で決めますが、これが事業計画そのものが通ってしまいますと、基本的には3ヵ年の中はそれ以上の数字は上げられない、という形になります。だから推計であってアップパーという形になっています。

ところが、一般的な例えばディサービスだとか、訪問介護だとかいうものは、丸ごと推計。アップパーの数値ではないわけですね。必要な数だけをいくら見込むかというだけのものです。だから、基本的に計画を動かさない部分と、本当に見込みの部分とを一体化させて、それで保険料を算定するという形になります。ここは全て第5章から第8章までの中身でもって、第9章の2.第1号被保険者保険料の算定を

するというのが大作業で、ここで終結するわけです。そういう風な中で、こういう風な例えば保険料を定めとしているけれども、出来るだけお年寄りのために、そういう風に保険を使わなくて済むようなことを力かけていきたいと思いますというのが最後の第10章で謳うという形になります。

おっしゃっている事は重々、なかなか言いにくい部分が今話した部分でもなかなか見にくい部分かありますので、検討はさせていただきたいと思います。

○会長

他にありませんか。無いようでしたら保険料の資料2、介護保険料の設定の考え方について説明がありました。色々ご意見があると思いますので。

○事務局

保険料は、ちょっと分かりにくかったと思います。保険料が今回2本立てで出しております。と言いますのも、基金という形で、ほとんど1号被保険者の保険料の残金になるわけなんです。国庫補助だとか、市町村の交付金だとか、40歳以上の保険料については、各年度清算させていただきまして、残金は1号被保険者の保険料になります。12億余っておりますが、それは1号被保険者の保険料の3期分の積み残しと。従ってお返しするのが一番適当なんです。これを財源に4期の保険料を下げるという作業に1期からずっとそういう風な形でやってきております。

今回、3枚目に(4)具体的な保険料の算定についてという事で書いております。案その1では、現行の4,292円をそのまま踏襲した形で、基本的に12億のお金を11億4,000万取り崩す形になります。

次のページが丸ごと12億のお金を保険料で払うという形で取り崩してしまった形になります。充ててしまう。ここで本当は12億を全て取崩したいんですが、取崩してしまいますと、本当のことを言いますと、9億位取り崩したいんですよ。と言いますのも、余りにも保険料を下げ、必要以上にお金を使ってしまいますと次にお金が全然ない場合に保険料が急激に上がります。だから、4期と5期の保険料のあまりにも高額なアップを防ぐためには、いくらかでも4期の時に残して、例えば12億であれば半分ずつで保険料に充てるくらいの金額であれば、そう、急激に保険料が上がらない。そういう考え方もございましたが、非常に今の現状でお年寄りの対しての負担が多すぎるという事もございまして、次の計画は5期になりますが、第5期の計画のことを考えずに、すべてお金をつぎ込んでしまうというのが、その案の2のほうです。

1のほうは、いくらかでも最低限度を今の保険料までに据え置いていて、いくら

かでも残そうという考え方がその 2 です。金額的には本当にわずかですが、この 2 つが首長さんたちの考え方の中にもこの 2 つをどちらにしようか、金額的に非常に小さいものですから、結論が出ずに委員会のお話を聞いて定めようという事になりましたので、基金と言いますか、要するに 1 号被保険者の残金の積み上げを全額充てるのか、一部でも残すのかという風な事で、案その 1、案その 2 になっています。その 1 が現在の保険料までの限度額。次があるお金をすべて突っ込んでしまうという考え方ですので、ご審議をお願いしたいと思います。

○会長

今の説明で大体お分かりになったと思いますが。その 3 は基本的には参考程度ですね。

○事務局

3 の場合は、保険料が上がった場合は、高額の方、お金をいっぱいお持ちであろうという方から、余計に取るという制度ですので、今回は基金を全て取崩してしまいますと、保険料が現行の金額より下がる形になりますので、そこまでしなくて、高額の年金を所得がおありの方に対する保険料の増加については、本当に介護保険料が足らなくなって、引き上げを大幅にせざるを得なくなった時に、いくらかでもその引上げを緩和するために、第 5 期以降考えたらどうだろうかという事で、今回は、その措置は取っておりません。

○会長

分かりました。では、その案の、その 1、その 2 に委員の皆さん、ご意見があると思いますので、どうぞご自由にディスカッションをしていただきたいと思います。案その 1 の時は、基金はどれ位残すつもりですか。

○事務局

1 億ちょっと残ります。

○会長

残りはつぎ込むわけですね。

○事務局

残りは全て突っ込みになります。

○会長

どちらのほうが良いかという事で。これは意見が分かれる可能性があります。どうでしょうか。

○委員

現在の残高の 12 億 8 千万。これは 3 期の分だけでこれだけ出たのでしょうか。

○事務局

2 期の分も 4 億くらいです。8 億が今回 3 期の積み立てです。

○委員

全てこれまでのトータルで 12 億。

○事務局

そうです。

○委員

それをどんどんつぎ込んでしまうわけですよ。じゃあ、4 期での残金の見込みと言うのはございますでしょうか。それはどうなんでしょうか。

○事務局

今、認定者数と高齢者数の伸びをシビアに考えていますので、第 3 期では大体とんとんかなという形で余計に見込みはしておりません、認定者数については。第 3 期の事業計画を作る際と同じような認定者数の伸び数を逆に抑えています、今回は。

従いまして、今現在では医療療養型が殆どこちらに余り来ないという形で見込んでおります。ところが療養型が来たり、思った以上に介護保険のほうに医療療養型からの転換がはかられたり、色んな形、しますと第 3 期は若干でも足りない部分が出てくるかなという想定です。だから基金としては、やはり何億か残しておきたいというのが正直な話です。

○委員

そうなりますと、この第 1 案のほうを考えていらっしゃるという事でございますか。

○事務局

正直に言いまして、1案、2案はほんの少しですが、2案は現行より金額が下がりました。というPRをやりたいんです、本当はですね。据え置きましたというよりも、ほんの何十円でも下がりましたよと言ったほうが、私たち作るほうとしては、非常にPRしたいところなんです。ところが、後のことを考えたら1案もというところなんです。

非常に、私のほうとしても、痛し痒しで悩んでいます。本当は12億突っ込んで、余った金額全部突っ込んで、「下がりました。安心してください」と言いたいんですが。言いたいのはやまやまなんです。本当は上げたくないんですよ、やはり、お年寄りのことを考えたら。

○会長

どうでしょうか、他の方は。ご意見を自由に。飯盛さんが本音を言いましたが、出来たらこういう経済状況が苦しい時代ですから上げたくないですが。

○事務局

例えばの話、九州県都を聞いてみますと九州の県庁所在地の中で、大分と熊本が引き上げをしない。つまり据え置きでという形で、後のところは全て上がるという見込みです。そんな中で下げると、非常に皆さん方の聞こえは良いのかなという気はするんですが。据え置いてという感じも、後のことを考えたら次が余りに上がっても負担がありますので。負担の均衡を図るという意味では、いくらか下げてもという気はするんですが。金額が余り大した金額ではないのでですね。

ちなみに全国平均が4,090円、4,100円程度ですので。大体うちが200円ばかりアップしています。従って次回は、国の平均辺りぐらいにこのまま据え置いていけばなるのではなかろうかという気はいたします。よそは、そんなに基金は積んでおりません。だからその都度その都度取崩をしてという事ですが、私のところが思った以上に。

○会長

広域連合で基金がなくて、赤字になっている所はあるんですか。

○事務局

あります。保険料を上げられなくて、赤字覚悟でやっている所があります。福岡

県などがそうです。県で広域連合を作っていますが、福岡市とか北九州市とか大きな市を除いて、後は全部、1県1連合でやっていますが、あそこは第2期で赤字を出しまして、その赤字というのは、お金を借りるわけです。最終年度足りないというところ、お金を借りまして、その償還を第4期で組みます。だから第4期で組む保険料というのは通常の保険料に、3期の足らなかった分を加えて。だから、もし仮に、私のほうが今度の第4期の最後の年に足りないとなると同じような形になるわけです。いくらかでもお金を借りて、その分の償還を次の5期に均等して加えていくという作業になります。

○会長

この前、杵藤の広域連合でも同じ話を聞きましたが。あそこが赤字だそうで。それで、どうしようと、こういう会議で。

1億2,000万くらい残るとだいぶ違いますか、ゼロと1億2,000万。

○事務局

このまま1億2,000万くらい残せば、最終的に3億、4億余るのではないかと思います。

○委員

そうなると残さなくてもいくら残っていくという事ですかね。

○事務局

まあ、1億くらいは、いや、今の見込みですよ。見込みでいけば1億くらい。だから220億の1億ですので、基本的に先に言いましたように、ちょっとした事が変わる恐れが大きいと。だから安定した数字ではないんです。4、5億残していたら、ある程度カバーできます。1号被保険者の保険料ですので、20%で4、5億という形ですので、逆算しますと、結構な金額になりますから、ある程度概算の部分であります。20%が1億ですので、全体的に金額が5億になります。すると200億の5億になりますので、ひょっとして療養型の、例えば100床がうちに来れば、それだけで2億くらい金額が出て行きますのでどうなるのか。見込みではそう立てております。

見込みでは1億、2億くらい最終的に黒が出るかなというくらいに立てていますが、それは見込みですので分かりません。

逆に第3期、非常に今回残ったのは、地域支援事業という形が出来て、その地域

支援事業のほうに事業者が私のところになかなか参入がなかったんですよ。その分で地域支援事業の部分が上手くいかなかったという事で、意外と伸びが低かったという点があります。だから、その状況がそのまま続くという形で推計はしていませんが、そういった特殊な事情もあればあまる可能性があるけども、逆にまた特殊な事情が来れば分からなくなる可能性がある。その場合、補填が出来るような分は残っていないという事になります。

○委員

ただ、ここにずっと人数もサービスの見込みも、みんな見込みは見込みではありますが、一応出ておりますでしょう。それで考えなければいけないのではないのでしょうか。この数字でいったらどのくらい残るとか、なりますとか出ているわけでございますよね。それなのに、これだけ見込みがあって、そしてそれでも尚且つ残金がこれだけ残るだろうというような事がもし出るんでしたら、だったら保険料は下げべきだという声が出てくるかもしれません。その辺のところはご精査していただかなければならないのではないかなと思います。どうですか。

○事務局

金額的にわずかな金額を議論していただいているので、これが12億と8億だったら議論の価値があるんですが、非常に金額が小さいところでお話をさせていただいているので、非常に同じようになるんですけど。どっちをとってもあまり変わらないんじゃないかという事を思われるかも分かりませんが、そうすると、本当に足らなかった時に、例えば2、3億でもあれば良かったのにと。逆算しますとそれは20%ですので、全体的な金額はお分かりになると思います。

それで、本当に何億か足りないというのが出た時にと、それから、それを、そうなのなら小さな金額だからという形で全部取崩してしまうのかの判断ですので。割と保険料については、3期がちょっと8億取り過ぎになっていましたので、取り過ぎないように第4期については、シビアな計画で組んだつもりをいたしております。

○会長

他にご意見ありませんか。

○委員

これは、参考に言っていますけど、今、国が3カ年の介護報酬引き上げで特例交付金が交付されているんですが、この23年度の特例交付金が無くなった場合、今

の数字に人数とか介護人数とか置き換えた場合には、大体 4,300 円くらい、それ以上になるという事でしょうか。

○事務局

国が今回補填措置は、ここの黄色の所を見ていただくと分かるように、初年度 3%、2 年度に 1.5%、3 年目ゼロという形ですので、3 年間通じて 1.5%となっています。その金額が大体 2 億弱くらいです。特例交付金の金額がですね。だから 2 億弱、国が補填すると。あと 2 億弱、一般高齢者の方の保険料の中に今回 3%報酬アップが入っているという形になります。

次の計画の段階では、何も言われていませんので仮にそのまま上がるとしますと、そのアップ要素だけで 2、3 億の金額が出てくると。

○委員

2 億くらい上がると。

○事務局

その要素があると、すでに。1 億の金額が保険料だけですので、保険料で 1 億と言いますと 120、130 円の上昇率になります。

○委員

それでは、2 億の、単純に言って 3 年で 6 億。今 2 億というのは 3%を。

○事務局

3 年通じて 2 億。

○委員

それでは、丸々 2 億余るという事ですね。

○事務局

そうです。

○委員

それが、120 何円。

○事務局

1年で130円くらいですので。まあ、100円くらいになりますか、2億ちょっとになりますと。

○委員

今までは、大体こういった執行率が93%から95%くらいですよ。まあ、3期が少し余計余って、余ったというか見込みがシビアで無かったから8億残ったからその分落ちるかもしれませんが、今回の場合はシビアに、余りは無いという事になれば、案その2ですね、これは全部基金を生かした、12億使ったという数字できた場合ですね。1案の場合は12億4千万くらい使うというのがその1と記憶しているんですが、そうではないですか。

○事務局

2案でいきますと12億ですので、各単年度に4億ですね、単年度ベースでいきますと。4億と先程の通年において6千万ですか、4億6千万くらいの金額が翌事業計画は無いという形になります。基金で落としていきますので、基金が無くて、だから500円くらい相当金額が既にアップ要素として次の事業計画の中では出てくるとい形になります。

○委員

分かりました。

○委員

今、中部広域が年金天引きになっているんですね。来年度4月からは天引きと口座振替という事になると思うんですね。申し出によって。今のところは天引きという形で継続されるということですか。

○事務局

今、厚労省の考え方の中で後期高齢者と同じように年金天引きと口座振替の両方でいく案も検討されています。私どもとしましたら本当はお年寄りのことを考えたら口座振替も可と言いたいところなんですが、徴収率が確実に落ちます。それで、広域連合ではなくて、広域連合でやっているところはあとわずかになって、殆ど合併してしまって、今、市の段階で介護保険を行っているところが全国で多数を占めていますが、介護保険を市で行われている部署さん達の要望として、今まで通り年金天

引きだけでいってくれという要望を厚労省に出してあります。まだ正確にどうなるかは言って来ておりません。

○委員

うちは、年金天引きでお願いします。それが確実だと思われます。

○会長

他にご意見はありませんか。大体ご意見は出たようですので、これはお金の話で非常に微妙な問題があると思うんですが。第1案にするか第2案にするかというのは、次回で決めるんですか。

○事務局

そうですね。今日はちょっと、これは皆さん方のご要望で、ある程度方向性が決められたら、そちらの方向で首長会議なり、それから議会に出していこうと思っておりましたが、半々であればもう一度練り直しをさせていただいて、こちらで決めてからお出しするという形になります。取り敢えず、まず首長さんたちとか色々な話をしなくて、ここに最初にお話をさせていただいています。

○会長

微妙な問題ですので、多数決を取るわけにはいかないでしょうから。ここで皆さんのご意見が出ましたので、それをある程度事務局の方が考えていただいて、次回にやるという事で、出来たらそうしていただくという事で、皆さんそれでよろしいですか。今日は、素案という事ですね。

○事務局

ご意見はどちらのほうで。案その1と案その2のどちらのご意見か。

○会長

多数決を取りますか。

○事務局

多数決というか、あまり多数決には馴染まないかも分かりませんが。北川先生の方は質問が多かったので受け答えの中から大体皆さん方、お考えになったと思うので。

○会長

極端な事を言うと、少々残して次のためにやるか、この際経済的に苦しいから全部使ってしまうという。では、最初の出来たら少々残したほうが良いからと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手)

はい、分かりました。全部使ったほうが良いといわれる方は。誰もいないと面白くないでしょうから。これが大体の皆さんのご意向でしょうから、そこをお考えいただきて次回作っていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。

○会長

それでは、素案についてはこれでご了承いただくという事でよろしいでしょうか。では「(2) その他」について。事務局から説明をお願いします。

○事務局

包括支援センターの愛称募集という事でチラシをお配りさせていただいております。当包括支援センターにつきましては、この策定委員会の中でも、なかなか認知がされていないのではないかと、何かの手立てが必要というご意見をいただきました。そういう事でここにありますように、親しみがあって分かりやすい愛称を募集しようではないかという事で、現在取り組みを行っております。

その周知としましては、各市町の広報誌の新年号に掲載すると共に、併せましてこのチラシを全世帯に配布するようにしております。また、見られた方もいらっしゃると思うんですが、テレビのほうも使いましてCMを流しております。1月いっぱい募集期間を設けまして、その後2月中旬に選考委員会のほうにはからせて頂きまして仮決定をさせていただきたいと。そして、2月の構成市町の連合の議会のほうにご報告、また、3月に開催していただきます運営協議会の中で報告して最終決定をさせていただく事にしております。簡単ですが以上です。

○事務局

この前愛称募集について、是非という形でしたのでキャラクターまでは出来なかったんですが、愛称募集を早速させていただく事になりました。早速やらせていただいたのは、4月から新しく佐賀市と神崎市について、17、8箇所、新包括が立ち

上がるという事がありまして、看板も掲げなければいけない必要が出ましたので、その際お話がありましたように、中部管内は、例えばどんな名前が付くか分かりませんが、仮に「ほのぼの」としますと、「ほのぼの多久」とか「ほのぼの城南」だとか、そういう形で看板は掲げさせていただきたいと思っています。

従いまして、出来るだけ、3月に事務所設置になりますので、その際までに間に合わせたいという事で、皆さん方のご意見を取り上げさせていただいて、全所帯配布、並びにテレビ等インターネット等で愛称募集と。金額的には最優秀賞3万円ですが、是非皆さん達のほうからも愛称について、これは葉書に書いていただきたら、料金後納で私のほうが払う事になっていますので、是非PRの配布よろしくお願ひしたいと思ひます。

3月の早い時期にこの名前を決定いたしませんと、包括の看板が掲げることが出来ませんので、申し訳ございませんが、この策定委員会ではなくて介護保険の運営協議会でお名前を決定させていただきたいので、名前決定のための会議を3月に開かせていただきたいと思ひます。

○会長

はい、分かりました。皆さんご協力をお願ひしたいと思ひます。では、事務局のほうから次期の会議の日程をお願ひします。

○司会

「その他」として、事務局のほうから連絡がございます。

○事務局

それでは、次回の策定委員会についてでございますが、次回、第6回最終という事でございますが、1月23日金曜日でございますが15時から。場所はこの佐嘉神社記念館で開催を予定いたしております。1月23日金曜日の15時から佐嘉神社記念館で開催を予定いたしております。

第6回という事で、今日の素案を事業計画案という形で御提議をして、次回は策定委員会としてのご決定をお願ひしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。尚、詳細につきましては、後日通知等でご連絡をいたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、本日の策定委員会はこれを持ちまして終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後4時30分 閉会